

令和4年度「大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金」

募集要領（継続事業）

<趣旨>

- 大阪府では、「多様な楽しみ方ができる周遊・観光都市」をめざし、大阪の夜を楽しむことができる観光コンテンツとして「ナイトカルチャー」の創出を図っていくこととしています。
- このため、主に外国人旅行者を対象としたナイトカルチャー事業の立ち上げや事業継続に向けた取組みを支援することで、将来的に大阪の夜の観光コンテンツとして自立した事業運営を行っていただくことを目的に、「大阪府補助金交付規則」及び「大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、大阪府内でナイトカルチャー事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）に対して補助金を交付する「大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金」事業を実施してきました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、観光面に多大なる影響が出ておりますが、大阪府では、ナイトカルチャーを楽しんでいただくことを通じて観光客の満足度を高め、集客を図り、大阪を改めて盛り上げていきたいと考えております。
- 令和4年度の補助金の交付を希望される事業者は、本募集要領に基づきご応募ください。なお、本年度は、新規事業に対する募集はありません。

1. 応募資格

応募資格は、大阪府内で交付要綱第3条に掲げるナイトカルチャー事業を実施するものであって、会社法に基づく株式会社等、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人等の法人格を有するものとします。

なお、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
- 罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

- 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者
- 直近 3 事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者

2. 補助対象事業（交付要綱第 3 条）

補助対象となる事業は、平成 31 年度に本補助金を活用して実施した事業（以下「継続事業」という。）のうち、補助金を控除した平成 31 年度の事業収支が赤字であったもので、かつ、次の（1）から（8）までの要件を全て満たす事業者が自主的に実施する事業とします。

- （1）主にインバウンドの観光客が大阪の夜の魅力を体験することができる事業であって、次の①から④までのうち、平成 31 年度に実施した区分と同じ事業であること。
 - ①音楽、演劇、古典芸能、ノンバーバルパフォーマンスなどの舞台芸術事業
 - ②和楽器、舞踏、伝統衣装、芸道、工芸等の日本・大阪の文化を体験できる事業
 - ③アニメ・漫画をはじめとするポップカルチャー等の集客イベント事業
 - ④その他大阪の魅力を体験できる事業
- （2）大阪府内で行われる事業であること
- （3）広く一般に開かれた事業であること
- （4）宗教的又は政治的な宣伝意図を有しないこと
- （5）事業の開始時間が 18 時以降かつ事業終了時間が 20 時以降のもの
- （6）年間の実施回数が 10 回以上かつ実施日数が 5 日以上のもの
- （7）1 回あたりの収容定員が概ね 100 名以上の事業（ただし、（1）②に該当するものは、概ね 20 名以上の事業）
- （8）飲食を伴わない事業であること。ただし、茶道体験は補助対象とする。

3. 補助対象事業の実施期間

交付決定日から令和 5 年 3 月 31 日までに実施する事業が対象です。

4. 補助金額について（交付要綱第 5 条）

継続事業（2 年目）について、1 事業につき「補助対象経費」の 2 分の 1 以内、かつ 250 万円を上限とします。

※ 継続事業の年数の取扱いについて、令和 2 年度及び令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ事業募集を見送ったため、継続年数に含めないこととし

ます。

※ 補助事業の実施により収益が生じた場合、以下の式により算出した額を減額します。

[{補助対象事業にかかる収入(様式第 6 号収支決算書中①)}

－{補助対象経費(同様式中②)}－{補助対象外経費(同様式中③)}]×1/2

※ 算出額に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。

※ 補助金額は、予算の範囲内で決定するため、希望額どおりにならない場合があります。

※ 補助金の最終確定額は、実績報告書により算出されますので、交付決定額どおりとは限りません。

※ 当該補助金の交付にあたっては、交付要綱第 9 条により決定した補助額の 2 分の 1 までの額を概算払いとすることができます。

5. 補助対象経費について

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

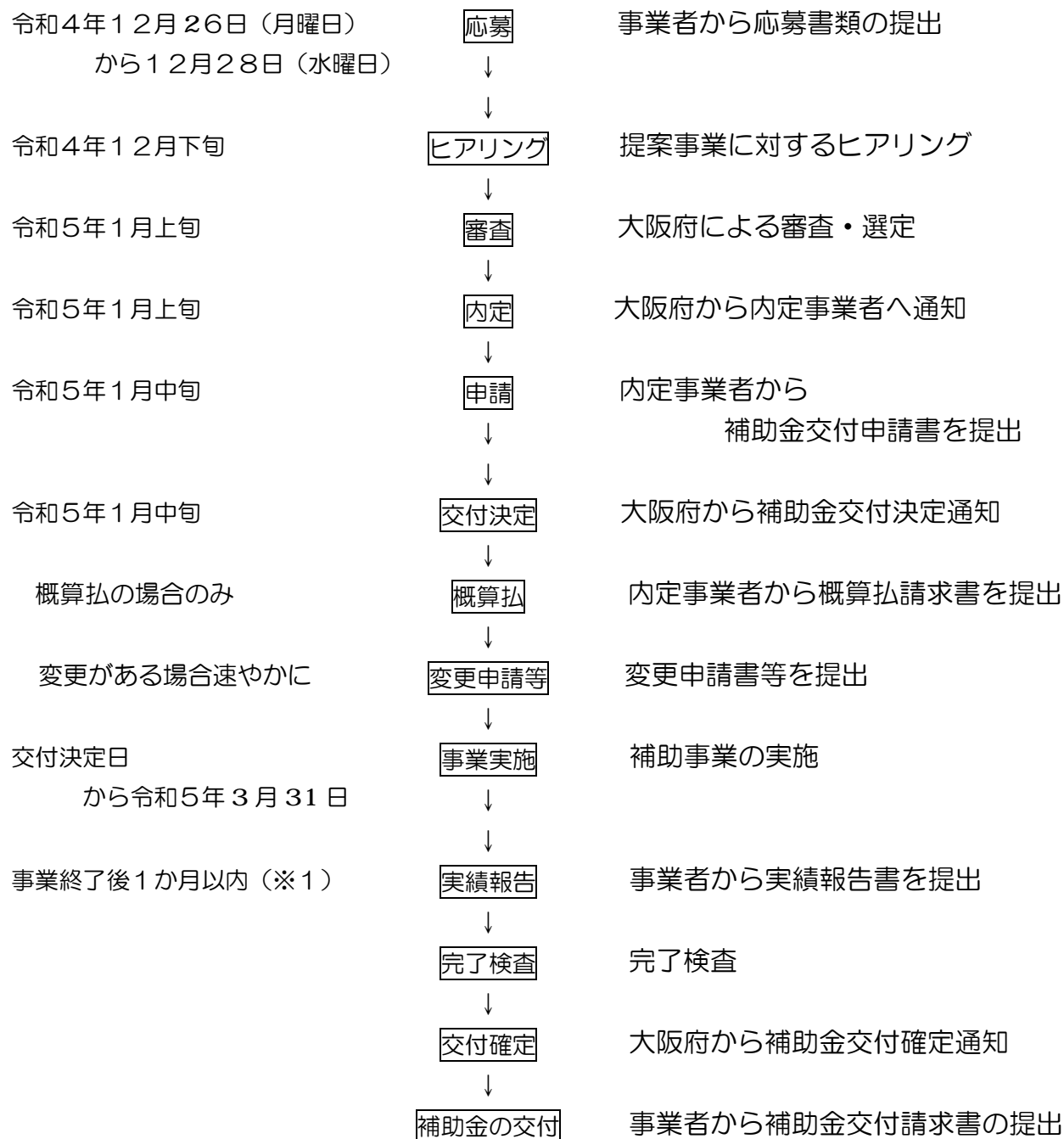
補助対象事業における経費の基本的な考え方は、次の経費区分表のとおりです。

【経費区分表】

科 目	細 目	主 な 内 訳	
補助対象経費	出演・音楽・文芸費等	出演費	指揮料、演奏料、舞踊家・俳優等出演料
		音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、副指揮料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料、調律料、稽古ピアノスト料
		文芸費	演出料、演出助手料、監修料、振付料、振付助手料、音響プラン料、照明プラン料、舞台監督料、舞台助手料、台本料、訳詞料、著作権使用料、舞台美術料、舞台衣装デザイン料
	会場・舞台費等	会場費	会場使用料、会場付帯設備使用料
		舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、床山・かつら費、履物費、メイク費、舞台スタッフ費、照明費、音響費、舞台装飾費
	謝金等・印刷	謝金等	講師謝金、交通費・宿泊費、会場整理員謝金
		印刷費	プログラム印刷費、台本印刷費、図録印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費
	宣伝費等	宣伝費	広告宣伝費(新聞、雑誌、駅貼り、宣伝デザイン料等)、案内、看板費
		記録費	録画費、録音費、写真費
	インバウンド対応費等	通訳費	多言語対応通訳費、字幕用翻訳費、広報物翻訳費
字幕用機材費		モニター、スクリーン、プロジェクター等光学器具類の機材購入費	
補助対象外経費	①施設設備整備費（インバウンド対応のための資機材を除く。） ②団体の財産になり得るものの購入や制作費（楽器や備品購入等の購入費等） ③団体運営のための経常的経費（事務所経費、事務職員給与、事務用品購入費等） ④練習経費等（日常の練習に係る経費等） ⑤出演者・スタッフ等の飲食に係る経費 ⑥催事（イベント）保険料（事業の中止・中断に対する保険）、傷害保険等 ⑦間接経費（消費税、地方消費税等）		

6. 補助金の申請から交付までの流れ

補助金に関する事務手続きの流れは次のとおりです。内定した事業者には、改めて詳細をお知らせします。



※1 事業が令和5年3月21日から3月31日までに完了する事業の場合は、令和5年4月20日（木曜日）までに提出してください。

7. 応募方法

(1) 提出書類

次の書類に必要事項をご記入の上、正本1部・副本5部ご提出下さい。

- ① 大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業計画書（交付要綱様式第1号）
1枚目（計画書）
2枚目（収支予算書）
- ② 別添1「事業の自立化に向けた取組み」
- ③ 別添2「平成31年度事業の実施状況・成果、課題、その課題解決に向けた取組みについて」
- ④ 別添3「集客に向けた取組み」
- ⑤ 別添4「インバウンド対応の取組み」
- ⑥ 企画書
企画書には、事業概要（内容、目標、効果等）を詳しく記載するとともに、以下の事項についても、できるだけ具体的に記載してください（提出段階で確定していない事項は、「(予定)」と付記してください）。
 - ・事業のセールスポイント（新規性、独自性等）
 - ・集客に向けた取組み（プロモーション手法、チケット販売方法等）
 - ・インバウンド戦略（ターゲットの設定、効果的なプロモーション手法、チケット販売方法等）
 - ・自立化、継続実施に向けた次年度以降の展開（集客・収支の見込み、事業の改善の仕組み）
- ⑦ その他、これまでの取組実績が分かる資料（映像、画像、チラシ等を含む。）
- ⑧ 法人の定款又は寄附行為等
- ⑨ 役員名簿
- ⑩ 直近3年間分の法人の財務状況が分かる書類（決算書等の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書又はこれらに準ずる書類）
- ⑪ 令和4年度大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業計画書チェックシート

※ 様式は、「大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金」のホームページからダウンロードが可能です。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/night-culture/night-bosyu-r4.html>

※ ご提出いただいた書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

※ ⑧⑨⑩について平成31年度既提出書類より変更がない場合、省略できます。

(2) 提出期限

令和4年12月28日（水曜日）消印有効

(3) 提出方法

書類は、封筒に「令和4年度大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業計画書在中」と朱書きの上、「特定記録郵便」又は「簡易書留」で郵送にて提出して下さい。

〈提出先〉

〒559-0034

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 咲洲庁舎37階

大阪府 府民文化部 都市魅力創造局

魅力づくり推進課 魅力推進・ミュージアムグループ

大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金 担当者あて

(電話) 06-6210-9304 (FAX) 06-6210-9316

メールアドレス toshimiryoku-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/night-culture/night-bosyu-r4.html>

8. 事業選定方法について

(1) 事業の選定は、大阪府が行います。

(2) 選定基準

実現性、継続性、事業実施の効果等に加え、平成31年度に実施した事業の成果、課題、その課題解決に向けた取組みについて審査し、選定します。

(3) 選定のポイント

- ・事業の実施体制、計画及び内容が具体的で、予算が精査されており、事業の実現性があり、事業実施の効果が十分見込めること
- ・効果的なプロモーション手法等、集客に向けた取組みが十分なされていること
- ・インバウンドの集客について戦略がしっかり立てられており、「公演内容」「周知方法」「チケット等の販売方法」「会場内の案内」など、大阪府が求めるインバウンド対応が十分なされていること
- ・今後、事業の継続性が見込まれる内容であること

(4) 選定結果については、採択された事業者名、事業の名称及び内容等を「ナイトカルチャー発掘・創出事業」のホームページ等で公表します。

9. 他の補助金との重複等についての注意事項

同一事業について、本補助金と、国、他の地方公共団体及び民間団体からの補助金、助成金等を同時に受けることはできませんが、大阪府の他の補助金については、重複して受けることはできませんので、ご留意下さい。

※ 国、他の地方公共団体及び民間団体からの補助金、助成金等について申請中又は申請予定の場合は、応募の際、事業計画書にその旨を記載してください。

※ なお、昼間に実施する事業に対して上記補助金を受けている場合は、重複とはみなしません。

10. 事業の実施及び事務手続きにあたっての留意点

(1) 事業の実施にあたっては、関係法令、「大阪府補助金交付規則」、「大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付規則」、「令和4年度大阪府ナイトカルチャー発掘・創出補助金募集要項」等の規定を遵守してください。

※ 著作権等については、法令等の規定にしたがって手続き等を行ってください。

(2) 補助事業の実施状況の確認や評価のため、進捗状況の報告を求めたり、府職員による視察を行うことがあります。

(3) 当該事業の実施に際して作成するポスター、チラシ、ガイドブック、ホームページ等の広報媒体については、以下の文言を記載してください。記載にあたっては、事前に大阪府の確認を受け、後日完成品を5部提出してください。

日本語「(府章) +大阪府ナイトカルチャー発掘・創出補助事業」

英語「(府章) +The Night Culture Discovery and Creation Subsidy Project
by Osaka Prefectural Government」

中国語「(府章) +大阪府挖掘・创出夜间文化的补助事业」

※イメージ



(4) 大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金事業の広報活動のため、事業の実施状況について、写真や報告等を求めることがあります。

(5) 事業の実施報告にあたっては、来場者数及びその内訳（インバウンド観光客の数）についてご報告いただく必要がありますので、数値の把握をしてください。

(6) 事業効果等を把握するため、アンケートの実施にご協力いただくことがあります。

(7) 事業実施にあたって、事故等が生じた場合には、大阪府に報告してください。また、事業計画書に記載の連絡先に変更が生じた場合もご報告してください。

(8) 補助金の交付決定にあたって、暴力団等に該当しないことを審査するため、事業者の役員等の住所、生年月日等の一部個人情報をご提出いただきます。

- (9) 補助事業終了後、速やかに実績報告書及び収支に係る証拠書類（領収書、契約書、請求書等）の写しを提出していただきます。不適切・不明確な経費支出があった際には、交付した補助金の全額又はその一部を返還していただく場合があります。
- (10) 補助金交付に関する一連の通知、関係する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類について、補助金の交付を受けた年度終了後、10年間保存しなければなりません。
- (11) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価額が1件あたり10万円以上）を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。
- (12) 事業年度終了後5年間は、年度毎に補助事業に係る事業化状況について報告する必要があります。
- (13) 補助金の交付決定を受けた事業主は、大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第17条第1項の規定により、障がい者の雇用状況を報告していただく必要があります。

詳細は次のホームページをご確認下さい。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/kouhouchirashi.html>